

■ 第一種特定化学物質が使用されている場合に輸入することができない製品(化審法施行令第7条)

番号	第一種特定化学物質	製品
1	ポリ塩化ビフェニル	1 潤滑油、切削油及び作動油
		2 接着剤(動植物系のものを除く。)、パテ及び閉そく用又はシーリング用の充填料
		3 塗料(水系塗料を除く。)、印刷用インキ及び感圧複写紙
		4 液体を熱媒体とする加熱用又は冷却用の機器
		5 油入変圧器並びに紙コンデンサー、油入コンデンサー及び有機皮膜コンデンサー
		6 エアコンディショナー、テレビジョン受信機及び電子レンジ
2	ポリ塩化ナフタレン(塩素数が2以上のものに限る。)	1 潤滑油及び切削油
		2 木材用の防腐剤、防虫剤及びかび防止剤
		3 塗料(防腐用、防虫用又はかび防止用のものに限る。)
3	アルドリン及びDDT	1 木材用の防腐剤、防虫剤及びかび防止剤
		2 塗料(防腐用、防虫用又はかび防止用のものに限る。)
4	ディルドリン	1 木材用の防腐剤、防虫剤及びかび防止剤
		2 塗料(防腐用、防虫用又はかび防止用のものに限る。)
		3 羊毛(脂付き羊毛を除く。)
5	クロルデン類	1 木材用の防腐剤及び防虫剤
		2 木材用の接着剤
		3 塗料(防腐用又は防虫用のものに限る。)
		4 防腐木材及び防虫木材
		5 防腐合板及び防虫合板
6	ビス(トリブチルスズ)＝オキシド	1 防腐剤及びかび防止剤
		2 塗料(貝類、藻類その他の水中の生物の付着防止用のものに限る。)及び印刷用インキ
		3 漁網
7	N, N' -ジトリル-パラフェニレンジアミン、N-トリル-N' -キシリル-パラフェニレンジアミン又はN, N' -ジキシリル-パラフェニレンジアミン	1 ゴム老化防止剤
		2 スチレンブタジエンゴム
8	2, 4, 6-トリターシャリーブチルフェノール	1 酸化防止剤その他の調製添加剤(潤滑油用又は燃料油用のものに限る。)
		2 潤滑油
9	マイレックス	1 木材用の防虫剤
10	2-(2H-1, 2, 3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4, 6-ジターシャリーブチルフェノール	1 化粧板
		2 接着剤(動植物系のものを除く。)、パテ及び閉そく用又はシーリング用の充填料
		3 塗料及び印刷用インキ
		4 ヘルメット
		5 ラジエータグリルその他の自動車の部品(金属製のものを除く。)
		6 照明カバー
		7 保護用眼鏡のレンズ及び眼鏡のフレーム
		8 防臭剤
		9 ワックス
		10 サーフボード
		11 インキリボン
		12 印画紙
		13 ボタン
		14 管、浴槽その他のプラスチック製品(成形したのものに限る。)
11	PFOS又はその塩	1 航空機用の作動油
		2 糸を紡ぐために使用する油剤
		3 金属の加工に使用するエッチング剤
		4 圧電フィルタ又は半導体の製造に使用するエッチング剤
		5 メッキ用の表面処理剤又はその調製添加剤
		6 半導体の製造に使用する反射防止剤
		7 半導体用のレジスト
		8 研磨剤
		9 消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤
		10 防虫剤(しろあり又はありの防除に用いられるものに限る。)
		11 業務用写真フィルム
		12 印画紙
12	テトラブロモジフェニルエーテル	1 塗料
		2 接着剤
13	ペンタブロモジフェニルエーテル	1 塗料
		2 接着剤

番号	第一種特定化学物質	製品
14	ヘキサブロモシクロドデカン	1 防災性能を与えるための処理をした生地
		2 生地には防火性能を与えるための調整添加剤
		3 発泡ポリスチレンビーズ
		4 防災性能を与えるための処理をしたカーテン
15	ペンタクロロフェノール又はその塩若しくはエステル	1 木材用の防腐剤、防虫剤及びかび防止剤
		2 防腐木材、防虫木材及びかび防止木材
		3 防腐合板、防虫合板及びかび防止合板
		4 にかわ
16	ポリ塩化直鎖パラフィン(炭素数が10から13までのものであって、塩素の含有量が全重量の48パーセントを超えるものに限る。)	1 潤滑油、切削油及び作動油
		2 生地には防火性能を与えるための調整添加剤
		3 樹脂用又はゴム用の可塑剤
		4 塗料(防水性かつ難燃性のものに限る。)
		5 接着剤及びシーリング用の充填料
		6 皮革用の加脂剤
17	デカブロモジフェニルエーテル	1 防災性能を与えるための処理をした生地
		2 生地、樹脂又はゴムには防火性能を与えるための調整添加剤
		3 接着剤及びシーリング用の充填料
		4 防災性能を与えるための処理をした床敷物
		5 防災性能を与えるための処理をしたカーテン
		6 防災性能を与えるための処理をした旗及びのぼり
18	PFOA又はその塩	1 耐水性能又は耐油性能を与えるための処理をした紙
		2 はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした生地
		3 洗浄剤
		4 半導体の製造に使用する反射防止剤
		5 塗料及びワニス
		6 はつ水剤及びはつ油剤
		7 接着剤及びシーリング用の充填料
		8 消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤
		9 トナー
		10 はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした衣服
		11 はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした床敷物
		12 床用ワックス
		13 業務用写真フィルム

※別名で表記している。

■ 第二種特定化学物質が使用されている場合に輸入予定数量等を届け出なければならない製品(化審法施行令第8条)

第二種特定化学物質		製品
番号	名称	
11*	トリブチルスズ化合物	塗料(貝類、藻類その他の水中の生物の付着防止用のものに限る。)
12*		
13*		
14*		
15*		
16*		
17*		
18*		
19*		
20*		
21*		
22*		
23*		

* 最下段の表(第9条の3の項)において「トリブチルスズ化合物」という。

■ 技術上の指針の公表を行う第二種特定化学物質が使用されている製品(化審法施行令第9条)

番号	第二種特定化学物質	製品
1	トリクロロエチレン	1 接着剤(動植物系のものを除く。)
		2 塗料(水系塗料を除く。)
		3 金属加工油
		4 洗浄剤
2	テトラクロロエチレン	1 加硫剤
		2 接着剤(動植物系のものを除く。)
		3 塗料(水系塗料を除く。)
		4 洗浄剤
		5 繊維製品用仕上加工剤
3	トリブチルスズ化合物*	1 防腐剤及びかび防止剤
		2 塗料(貝類、藻類その他の水中の生物の付着防止用のものに限る。)

※ トリブチルスズ化合物は化審法施行令第2条第11号～第23号に掲げる以下の化学物質のこと。

トリブチルスズ=メタクリラート
ビス(トリブチルスズ)=フマラート
トリブチルスズ=フルオリド
ビス(トリブチルスズ)=2, 3-ジブロモスクシナート
トリブチルスズ=アセタート
トリブチルスズ=ラウラート
ビス(トリブチルスズ)=フタラート
アルキル=アクリラート・メチル=メタクリラート・トリブチルスズ=メタクリラート共重合体(アルキル=アクリラートのアルキル基の炭素数が8のものに限る。)
トリブチルスズ=スルファマート
ビス(トリブチルスズ)=マレアート
トリブチルスズ=クロリド
トリブチルスズ=シクロペンタンカルボキシラート及びこの類縁化合物の混合物(別名トリブチルスズ=ナフテナート)
トリブチルスズ=1, 2, 3, 4, 4a, 4b, 5, 6, 10, 10a-デカヒドロ-7-イソプロピル-1, 4a-ジメチル-1-フェナントレンカルボキシラート及びこの類縁化合物の混合物(別名トリブチルスズロジン塩)